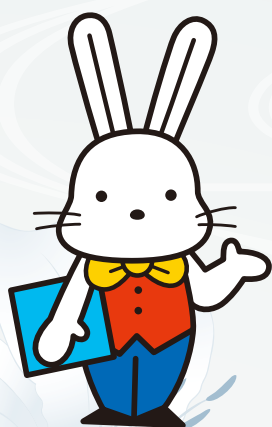


ご遺族のための手続きガイド

おくやみハンドブック



このたびは謹んでおくやみ申し上げます
おくやみに関する様々なお手続きをご案内いたします
このおくやみハンドブックがみなさまのお手続きに
少しでもお役にたてることを願っております

おくやみ窓口のご案内

市役所の手続き一覧…………… P 2

市役所の手続き…………… P 4

市役所以外の手続き一覧…………… P 25

戸籍等の郵送請求…………… P 26

委任状

市民相談等のご案内

おくやみ窓口のご案内

おくやみ窓口では、多くのかたが必要となる国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の手続きなどまとめてお預かりします。

〈おくやみ窓口を利用するには、“事前予約”をお願いします。〉

1 事前予約可能時間(1日6枠)

平日 午前9時・午前10時・午前11時・午後1時・午後2時・午後3時
(祝日及び12月29日から1月3日の閉庁日は除きます。)

2 事前予約方法

福島市ホームページは
こちら

(1) Web サイトから予約

福島市 LINE 公式アカウントや、福島市ホームページの“おくやみ窓口”のページからご予約ください。

検索サイトからもアクセスできます

福島市 おくやみ窓口

検索



(2) 電話で予約

① 予約受付時間：平日 午前9時から午後4時まで

(祝日及び12月29日から1月3日の閉庁日は除きます。)

② 予約先：☎024-525-3732 (市民課)

③ その他：予約いただく際は、「おくやみ窓口」の件とお伝えください。 亡くなられたかたのお名前・ご住所・生年月日・死亡日・葬祭日・ 喪主と窓口にいいらっしゃるかたのお名前・続柄等をお伺いします。

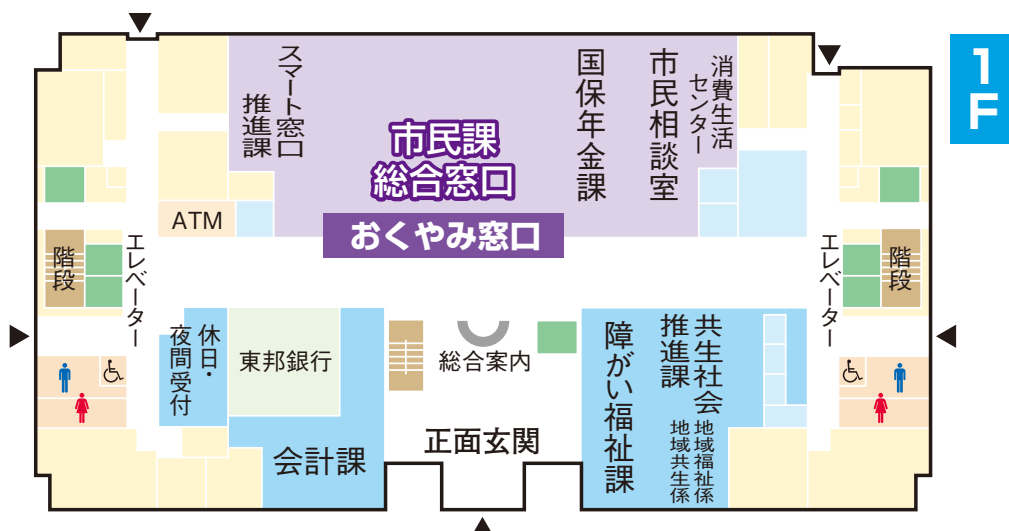
【注意事項】

- ・ご利用の3開庁日前までに予約してください。
- ・予約の状況などにより、ご希望の日時にご利用いただけない場合があります。
- ・お手続きの内容によっては、担当課をご案内いたします。

〈おくやみ窓口を予約しない場合〉

必要な手続きをご確認のうえ、必要書類を準備し、庁舎棟1階市民課総合窓口または各支所・出張所または各担当課へお越しください。

なお、必要手続きの確認などのため、お時間をいただいておりますので、ご利用の際には余裕をもってお出かけください。



手続きに必要なもの

下記のうち該当するものをお持ちください。

亡くなられたかたのもの

※見つからないものがある場合には、その旨をお手続き時にお申し出ください。

- ☐ 印鑑登録証
- ☐ 国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ
- ☐ 後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 自立支援医療費受給者証
- ☐ 重度心身障がい者医療費助成受給者証
- ☐ 治療材料給付券、衛生器材給付券、福祉タクシー券
- ☐ シルバーパスポート（75歳以上のかた）
- ☐ その他、各種受給資格者証（受給者証）

ご遺族のもの

- ☐ 認印（喪主、相続人代表）
- ☐ 来庁するかたの本人確認書類
 - 写真付きのもの1点
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳等
 - 写真付きのものがない場合は下記より2点
資格確認書、介護保険被保険者証、基礎年金番号通知書・年金手帳、預金通帳等
※詳しくはご予約時にお問い合わせください。
- ☐ 預金通帳（喪主、相続人代表）
- ☐ 会葬礼状、葬儀の日程表等（喪主・亡くなられたかたの名前・葬儀を行った日の記載のある物）
- ☐ 委任状（代理人のかたが手続きを行う場合）※28ページ参照

※世帯主変更を別世帯のかたがお手続きする場合や、各種証明書を取得する際に、委任状が必要となる場合がございます。

〈各種証明書の取得可能なかた〉

- ・戸籍：配偶者、または直系の血族のかた及び相続人、年金手続きの請求者など
 - ・住民票：本人及び本人と同一世帯のかた
 - ・住民票の除票：相続人や、年金手続きの請求者など
- 詳しくは市民課総合窓口係（024-525-3732）までお問い合わせください。

●市役所の手続き一覧

○：お手続きできます

△：申請書作成のみできます

▲：一部お手続きのみできます

×：担当課でお手続きをしてください

区分	各制度など (対象となるかた)	●手続きの内容等	手続きの詳細		受付窓口	
			ページ	No	おくやみ 窓口	支所
住民登録	☐ 世帯主変更 (3人以上の世帯の世帯主が亡くなられたとき)	●世帯主の変更 ※世帯に国民健康保険加入者がいる等の場合、世帯主 変更後に関連手続きが必要になる場合があります。	P 4	1	○	○
	☐ 印鑑登録	●亡くなられた日で自動的に使用できなくな ります。 登録証は破棄または返却	P 4	2	○	○
	☐ マイナンバーカード・通知カード	●各種手続きで個人番号を使用する場合があ ります。 手続き後にカードは破棄	P 4	3	○	○
国保	☐ 国民健康保険 (社会保険・共済保険などについては、各事 業所等へお問い合わせください)	●喪失の手続き	P 5	4	○	○
		●葬祭費の請求の手続き	P 5	5	○	○
		●国民健康保険 の代表相続人の届出	P 5	6	○	○
高齢者福祉	☐ 後期高齢者医療	●葬祭費の請求の手続き	P 6	7	○	○
		●代表相続人の届出	P 6	8	○	○
	☐ 介護保険	●喪失の手続き	P 6	9	○	○
年金	☐ 国民年金、厚生（共済）年金	●死亡届や未支給年金などの手続き	P 7	10	×	×
	☐ 厚生（共済）年金 (扶養している配偶者がいる場合)	●年金種別変更の手続き	P 7	11	○	○
障がい福祉	☐ 各種障がいなどの手帳	●返還の手続き	P 8	12	○	○
	☐ 自立支援医療 (精神通院医療・育成医療・更生医療)	●返還の手続き	P 8	13	○	○
	☐ 障がい者通所交通費助成	●終了の手続き	P 8	14	×	×
		●未払金の請求の手続き	P 8	15	×	×
	☐ 特別障害者手当・障害児福祉手当	●喪失の手続き	P 9	16	×	○
	☐ 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成	●喪失の手続き	P 9	17	×	○
	☐ 特別児童扶養手当	●喪失の手続き	P 9	18	×	○
	☐ 重度心身障害児童扶養手当	●喪失の手続き	P 9	19	×	○
	☐ 人工透析患者通院交通費助成	●喪失の手続き	P 10	20	×	×
		●未支給分の請求の手続き				
	☐ 福島県心身障害者扶養共済制度	●年金請求の手続き（加入者死亡）	P 10	21	×	×
		●弔慰金請求の手続き（心身障害者死亡）				
	☐ 治療材料給付券・衛生器材給付券	●受給者証・給付券の返還の手続き	P 10	22	○	○
	☐ 福祉タクシー券	●喪失の手続き ●タクシー券の返却（残っている場合）	P 10	23	○	○
	☐ 受給者証・給付券等をお持ちのかたは 返却してください	【対象】 ●おもいやり駐車場 ●地域生活支援事業 ●介護給付費・訓練等給付費 ●障害児通所給付費 ●日常生活用具 ●補装具	P 11	24	○	○
子ども	重度心身障がい者医療費助成					
	☐ (受給資格者が亡くなられた場合)	●変更(返還・未支給分請求)の手続き	P 11	25	○	○
	(登録内容に変更が生じた場合)	●変更の手続き（証は郵送交付）	P 11	26	○	○
	☐ 子ども医療費助成 (登録内容に変更が生じた場合)	●変更の手続き（証は郵送交付）	P 12	27	○	○
	☐ ひとり親家庭医療費助成 (登録内容に変更が生じた場合)	●変更の手続き	P 12	28	×	○
		●返還の手続き				
	☐ 養育医療 (登録内容に変更が生じた場合)	●変更の手続き（証は郵送交付）	P 12	29	▲	×
	児童手当					
	☐ (受給者が亡くなられた場合)	●変更（消滅・未支払請求・新規認定）の手続き	P 13	30	○	○
	(配偶者が亡くなられた場合)	●変更（個人番号消滅）の手続き	P 13	31	○	○
	(子どもが亡くなられた場合)	●変更（消滅・額改定）の手続き	P 13	32	○	○

区分	各制度など (対象となるかた)	●手続きの内容等	手続きの詳細		受付窓口	
			ページ	No	おくやみ 窓口	支所
子ども	児童扶養手当					
	☐ (受給者が亡くなられた場合)	●変更(喪失・新規認定)の手続き	P 14	33	×	○
	(子どもが亡くなられた場合)	●変更(喪失・額改定)の手続き	P 14	34	×	○
	小児慢性特定疾病医療費助成					
	☐ (保護者が亡くなられた場合)	●変更の手続き	P 14	35	×	×
	(子どもが亡くなられた場合)	●詳細は担当課までお問い合わせください。	P 14	36	×	×
	☐ 母子生活支援施設	●詳細は担当課までお問い合わせください。	P 15	37	×	×
	☐ ひとり親支援制度をご利用のかた	【対象】 ●母子父子寡婦福祉資金貸付 ●ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ●ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	P 15	38	×	×
	☐ 交通遺児認定登録申請 (交通事故で亡くなられたかたに中学生以下の子どもがいる場合)	●登録申請手続き	P 15	39	△	×
	☐ 母子父子避難者等及びその移動経路に係る証明書	●証明書返還の手続き	P 16	40	○	×
相続	☐ 農地の相続手続き	●所有者の変更の手続き	P 16	41	×	×
	☐ 森林の相続手続き	●所有者の変更の手続き	P 16	42	×	×
税金	☐ 口座振替	●口座振替の停止の手続き	P 17	43	○	○
	☐ 未納となっている市税等	●納付の相談	P 17	44	×	×
	☐ 市・県民税(住民税)、軽自動車税	●相続人の指定の手続き	P 17	45	○	×
	☐ 固定資産税 (土地・家屋をお持ちのかた)	●固定資産税の手続き	P 18	46	×	×
	☐ 原動機付自転車、小型特殊自動車などの名義変更、ナンバープレート返納 (125cc以下のバイク、トラクターなどをお持ちのかた)	●名義変更または廃車の手続き	P 18	47	×	×
生活・その他	☐ 市民交通災害共済 ※共済期間開始前に亡くなられたかたは、会費を返還します。	●弔慰金請求の手続き	P 19	48	×	○
	☐ 犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)	●申請の手続き	P 19	49	×	×
	☐ 飼犬	●所有者の変更の手続き	P 19	50	○	○
	☐ シルバーパスポート	●シルバーパスポート(ICカード)の返却 ●JRバス東北シルバーパスポート回数券の返却	P 20	51	○	○
	☐ 災害援護資金貸付金 (貸付を受けているかたが亡くなられた場合)	●債権の相談	P 20	52	×	×
	☐ 原子爆弾被爆者手当	●葬祭料の支給 ●被爆者健康手帳返還の手続き	P 20	53	×	×
	☐ 肝炎治療医療費助成	●喪失の手続き	P 21	54	○	×
	☐ 指定難病医療費助成	●喪失の手続き	P 21	55	○	×
	☐ 先天性血液凝固因子障害等医療助成	●喪失の手続き	P 21	56	○	×
	☐ 不動産 (使用する予定のない家屋・土地を相続されるかた)	●詳細は担当課までお問い合わせください	P 22	57	×	×
	☐ 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除	●被相続人居住用家屋等確認書の手続き	P 22	58	×	×
	☐ 市営住宅	●返還(変更)の手続き	P 22	59	×	×
	☐ 市営墓地	●名義変更の手続き	P 23	60	×	×
	☐ 農業集落排水施設使用料	●使用人数の変更・休止・廃止手続き	P 23	61	×	×
	☐ 浄化槽	●管理者の変更・使用廃止・休止手続き	P 23	62	×	×
	☐ 下水道使用料(井戸水使用者)	●使用人数の変更・休止・廃止手続き	P 24	63	×	×
	☐ 下水道事業受益者負担金	●受益者変更の手続き	P 24	64	×	×
	水道					
	☐ (所有者の名義が変わるかた)	●給水装置の所有者変更の手続き	P 24	65	○	×
	☐ (使用休止・使用者の名義が変わるかた)	●使用休止・名義変更の手続き	P 24	66	×	×

住民登録等に関する手続き

1

世帯主変更

(3人以上の世帯の世帯主が亡くなったとき)

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

○

○

世帯員が3人以上いる世帯の世帯主が亡くなった場合に届出が必要です。
※世帯に国民健康保険加入者がいる等の場合、世帯主変更後に関連手続きが必要になる場合があります。

必要なもの

- ☐ 本人確認書類（運転免許証など）
- ☐ 委任状（死亡時同一世帯のかた以外が手続きする場合）

期 限

亡くなった翌
日から14日以内

手続きできるかた

同一世帯のかた
代理人（委任状必要）

担当課 【庁舎棟1階】市民課 総合窓口係（☎525-3732）

2

印鑑登録

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

○

○

亡くなった日より印鑑登録が使えなくなります。印鑑登録証は破棄または返却してください。

必要なもの

- ☐ 印鑑登録証

期 限

なし

手続きできるかた

どなたでも可

担当課 【庁舎棟1階】市民課 総合窓口係（☎525-3732）

3

マイナンバーカード 通知カード

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

○

○

亡くなった日よりカードは使えなくなりますが、各種お手続きで個人番号が必要になる場合があります。亡くなった日以降は、個人番号記載の住民票は取得できません。そのため、全てのお手続きが済んだ後に破棄いただくか、希望する場合は窓口へご返納ください。

必要なもの

- ☐ 故人のマイナンバーカードもしくは通知カード

期 限

なし

手続きできるかた

どなたでも可

担当課 【庁舎棟1階】スマート窓口推進課 スマート窓口推進係（☎535-7311）

国民健康保険に関する手続き

4

国民健康保険

(社会保険・共済保険などについては、各事業所等へお問い合わせください)

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所



国保加入者や国保世帯の世帯主が亡くなられた場合に届出が必要です。

必要なもの

- ☐ 国保の資格確認書または資格情報のお知らせ
※世帯主が亡くなられた場合は、世帯の国保加入者
全員分
- ☐ 届出人のマイナンバーがわかるもの

期 限

亡くなられた翌
日から14日以内

手続きできるかた

世帯主
同一世帯のかた
相続人等

担当課 【庁舎棟1階】 国保年金課 国保資格係 (☎525-3735)

5

国民健康保険の葬祭費の請求

支給申請



上記二次元コードからオンライン申請ができます。

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所



被保険者が亡くなられた際に、喪主(葬祭執行者)からの申請により50,000円を支給します。

必要なもの

- ☐ 資格確認書または資格情報のお知らせ
- ☐ 喪主の預金通帳
- ☐ 喪主であることが確認できる書類(会葬礼状等)

期 限

葬祭日の翌日から
2年間

手続きできるかた

喪主(葬儀を行ったかた)

担当課 【庁舎棟1階】 国保年金課 総務給付係 (☎525-3773)

6

国民健康保険の代表相続人の届出

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所



亡くなられた世帯主に対し、国保税や医療費の給付の通知があった場合の送付先(代表相続人)を届出する手続きです。

必要なもの

なし

期 限

亡くなられた翌
日から14日以内

手続きできるかた

相続人等

担当課 【庁舎棟1階】 国保年金課 国保資格係 (☎525-3735)

高齢者福祉に関する手続き

7

後期高齢者医療の葬祭費の請求

支給申請



上記二次元コードからオンライン申請ができます。

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所



被保険者が亡くなられた際に、喪主(葬祭執行者)からの申請により50,000円を支給します。

必要なもの

- ☐ 資格確認書または資格情報のお知らせ
- ☐ 喪主の預金通帳
- ☐ 喪主であることが確認できる書類(会葬礼状等)

期 限

葬祭日の翌日から
2年間

手続きできるかた

喪主(葬儀を行ったかた)

担当課 【庁舎棟1階】 国保年金課 後期高齢者医療係 (☎525-3724)

8

後期高齢者医療の代表相続人の届出

申立・誓約(相続人用)



上記二次元コードからオンライン申請ができます。

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所



亡くなられた被保険者に対しての医療費の給付や保険料の通知があった場合の送付先(代表相続人)を届出する手続きです。

必要なもの

- ☐ 相続人の預金通帳

期 限

医療費は診療月
の翌月1日から
2年間

手続きできるかた

相続人

担当課 【庁舎棟1階】 国保年金課 後期高齢者医療係 (☎525-3724)

9

介護保険の喪失

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所



亡くなられた被保険者の資格喪失をする手続きです。喪失届の届出人のかたに後日、亡くなられた被保険者に対しての介護保険料に関する通知をお送りします。なお、還付金が発生した場合の請求権者は原則、相続人のかたとなります。

必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類(運転免許証など)
- ☐ 介護保険被保険者証等

期 限

亡くなられた翌
日から14日以内

手続きできるかた

相続人等

担当課 【庁舎棟2階】 介護保険課 介護資格係 (☎525-6551)

年金に関する手続き

10

国民年金、厚生（共済）年金を受給していたかた

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

年金を受給していたかたが亡くなられた場合や受給せずに亡くなられた場合、条件により遺族が受け取れる年金等があります。受給していた年金の種類や保険料を納付した月数などにより、手続きに必要なものが異なります。

必要なもの

詳しくは東北福島年金事務所にお問い合わせください。
※年金事務所での手続きは予約制となっています

期 限

手続きの種類により異なります

手続きできるかた

ご遺族
代理人（委任状必要）

担 当

ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）
東北福島年金事務所（☎535-0141）

11

厚生（共済）年金に加入していたかた

（扶養している配偶者がいる場合）

上記二次元コードからオンライン申請ができます。

国民年金加入手続



手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

○

○

第2号被保険者が亡くなられたことにより、第3号被保険者である配偶者は第1号被保険者となるため、加入手続きが必要です。

必要なもの

- ☐ 資格喪失証明書
- ☐ 基礎年金番号通知書または年金手帳

期 限

第2号被保険者である配偶者が亡くなられた日から2週間以内

手続きできるかた

亡くなられたかたの配偶者
代理人（委任状必要）

担当課

【庁舎棟1階】国保年金課 国民年金係（☎525-3738）

高齢者福祉に
関する手続き

年金に
関する手続き

障がい福祉に関する手続き

12 各種障がいなどの手帳

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

○

○

亡くなられたかたが各種障がい手帳をお持ちの場合は、返還してください。

必 要 な も の

☐ 各種障がいなどの手帳

期 限

随時（速やかに）

手続きできるかた

どなたでも可

担当課 【庁舎棟1階】障がい福祉課 障がい給付係（☎525-3796）

13 自立支援医療

（精神通院医療・育成医療・更生医療）

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

○

○

亡くなられたかたが受給者証をお持ちの場合は、返還してください。

必 要 な も の

☐ 受給者証

期 限

随時（速やかに）

手続きできるかた

どなたでも可

担当課 【庁舎棟1階】障がい福祉課 障がい給付係（☎525-3796）

14 障がい者通所交通費助成

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

亡くなられたかたが助成を受けていた場合、終了届を提出してください。

必 要 な も の

なし

期 限

随時（速やかに）

手続きできるかた

どなたでも可

担当課 【庁舎棟1階】障がい福祉課 障がい給付係（☎525-3796）

15 障がい者通所交通費助成の未払金請求

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

助成の未払金があり、その支払いを希望する場合、未支払助成金請求書を提出してください。

必 要 な も の

☐ 相続人の預金通帳

期 限

随時（速やかに）

手続きできるかた

相続人

担当課 【庁舎棟1階】障がい福祉課 障がい給付係（☎525-3796）

16	特別障害者手当・障害児福祉手当	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	○

亡くなられたかたが手当を受けていた場合、喪失届を提出してください。

必要なもの	期 限	手続きできるかた
☐ 相続人の預金通帳 ☐ 戸籍謄本（抄本）※別世帯のかたは必要です。	随時（速やかに）	相続人

担当課 【庁舎棟1階】障がい福祉課 障がい給付係（☎525-3796）

17	在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	○

亡くなられたかたが助成を受けていた場合、喪失届を提出してください。

必要なもの	期 限	手続きできるかた
☐ 相続人の預金通帳 ☐ 戸籍謄本（抄本）※別世帯のかたは必要です。	随時（速やかに）	相続人

担当課 【庁舎棟1階】障がい福祉課 障がい給付係（☎525-3796）

18	特別児童扶養手当	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	○

受給者または児童が亡くなられた場合、喪失届を提出してください。

必要なもの	期 限	手続きできるかた
☐ 受給者の死亡が確認できる書類 ☐ 児童または指定受取人の預金通帳	随時（速やかに）	どなたでも可

担当課 【庁舎棟1階】障がい福祉課 障がい給付係（☎525-3796）

19	重度心身障害児童扶養手当	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	○

受給者または児童が亡くなられた場合、喪失届を提出してください。

必要なもの	期 限	手続きできるかた
なし	随時（速やかに）	どなたでも可

担当課 【庁舎棟1階】障がい福祉課 障がい給付係（☎525-3796）

20	人工透析患者通院交通費助成	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	×
受給者が亡くなられて、助成金の未支給分がある場合、請求手続きが必要です。			
必 要 な も の ☐ 相続人の預金通帳 ☐ 戸籍謄本の写し ※別世帯のかたは必要です。		期 限 随時（速やかに）	手続きできるかた 相続人
担当課 【庁舎棟 1 階】 障がい福祉課 障がい給付係（☎525－3796）			

21	福島県心身障害者扶養共済制度	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	×
加入者・心身障害者・管理者・年金受給者が亡くなられた場合、死亡届を提出してください。なお、要件を満たせば年金請求・弔慰金請求の手続きが必要です。			
必 要 な も の なし		期 限 随時（速やかに）	手続きできるかた 相続人
担当課 【庁舎棟 1 階】 障がい福祉課 障がい給付係（☎525－3796）			

22	治療材料給付券・衛生器材給付券	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		○	○
給付券をお持ちのかたが亡くなられた場合、返還届書を提出し、受給者証と給付券を返還してください。			
必 要 な も の ☐ 受給者証・給付券		期 限 随時（速やかに）	手続きできるかた どなたでも可
担当課 【庁舎棟 1 階】 障がい福祉課 障がい給付係（☎525－3796）			

23	福祉タクシー券	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		○	○
亡くなられたかたがタクシー券をお持ちの場合、喪失届を提出し、タクシー券を返還してください。			
必 要 な も の ☐ タクシー券の返却（残っている場合）		期 限 随時（速やかに）	手続きできるかた どなたでも可
担当課 【庁舎棟 1 階】 障がい福祉課 障がい給付係（☎525－3796）			

24	● おもいやり駐車場 ● 地域生活支援事業 ● 介護給付費・訓練等給付費 ● 障害児通所給付費 ● 日常生活用具 ● 補装具	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
	○	○	

各種受給者証・給付券をお持ちのかたは返却してください。

必要なもの	期 限	手続きできるかた
☐ 受給者証・給付券	随時（速やかに）	どなたでも可

担当課 【庁舎棟1階】 障がい福祉課 障がい庶務係（☎525-3748）
自立支援係（☎525-3746）

25	重度心身障がい者医療費助成 （受給資格者が亡くなった場合）	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
	○	○	

受給資格者証を返還する届出が必要です。返還する受給資格者証を添付して提出してください。

必要なもの	期 限	手続きできるかた
☐ 受給資格者証	随時（速やかに）	ご遺族

担当課 【庁舎棟2階】 共生社会推進課 医療助成係（☎525-3747）

26	重度心身障がい者医療費助成 （登録内容に変更が生じた場合）	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
	○	○	

重度心身障がい者医療費の登録内容に変更が生じた時に届出が必要です。

必要なもの	期 限	手続きできるかた
☐ 受給資格者証 ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ☐ 預金通帳	随時（速やかに）	受給資格者 ご遺族

担当課 【庁舎棟2階】 共生社会推進課 医療助成係（☎525-3747）

子どもに関する手続き

27

子ども医療費助成

(登録内容に変更が生じた場合)

登録内容変更



上記二次元コードからオンライン申請ができます。

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所



証は郵送交付



証は郵送交付

子ども医療費の登録内容に変更が生じた時に届出が必要です。新しい受給資格者証は自宅に郵送いたします。

必要なもの

- ☐ 受給資格者証
- ☐ 新しい受給資格者（保護者）名義の預金通帳
- ※子どもが亡くなられた場合は受給資格者証の返還のみ

期 限

随時（速やかに）

手続きできるかた

対象児童の保護者
ご遺族

担当課 【庁舎棟2階】 共生社会推進課 医療助成係（☎525-3747）

28

ひとり親家庭 医療費助成

(登録内容に変更が生じた場合)

金融機関変更



上記二次元コードからオンライン申請ができます。

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所



ひとり親家庭医療費の登録内容に変更が生じた時に届出が必要です。

必要なもの

- ☐ 受給者証
- ☐ 児童の預金通帳 ※受給資格者（親）が亡くなられた場合

期 限

随時（速やかに）

手続きできるかた

受給資格者
ご遺族

担当課 【庁舎棟2階】 共生社会推進課 医療助成係（☎525-3747）

29

養育医療

(登録内容に変更が生じた場合)

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所



返還手続きのみ



養育医療の登録内容に変更が生じた時に届出が必要です。

必要なもの

- ☐ 養育医療券
- ※子どもが亡くなられた場合は養育医療券の返還のみ

期 限

随時（速やかに）

手続きできるかた

対象児童の保護者
ご遺族

担当課 【庁舎棟2階】 共生社会推進課 医療助成係（☎525-3747）

30	児童手当 (受給者が亡くなられた場合)	消滅届 	未支払の請求 	新規認定請求 	手続き窓口	
		上記二次元コードからオンライン申請ができます。 新規認定請求をオンラインでする際にはマイナンバーカードが必要です。			おくやみ窓口 ○	支 所 ○
		受給者が亡くなられた場合、新受給者（配偶者等）が新規認定請求を提出してください。				
必要なもの		期 限		手続きできるかた		
☐ 新しい受給者名義の預金通帳 ☐ 新しい受給者の健康保険または年金状況を確認できる書類（3歳未満の児童を養育するかたで私立学校共済組合以外の共済組合のかた） ☐ 児童（高校生以下の最年長児童）名義の預金通帳		原則申請の翌月から支給開始となるため早期の申請が必要。（15日以内 特例あり）		対象児童の保護者		
担当課 【庁舎棟3階】 こども政策課 子育て給付係（☎572-7103）						

31	児童手当 (配偶者が亡くなられた場合)	個人番号変更等 	手続き窓口			
		上記二次元コードからオンライン申請ができます。			おくやみ窓口 ○	支 所 ○
		配偶者の個人番号を消滅させるための届出が必要です。				
必要なもの		期 限		手続きできるかた		
なし		事由の発生から15日以内		受給者		
担当課 【庁舎棟3階】 こども政策課 子育て給付係（☎572-7103）						

32	児童手当 (子どもが亡くなられた場合)	消滅届 	額改定届(減額) 	手続き窓口		
		上記二次元コードからオンライン申請ができます。			おくやみ窓口 ○	支 所 ○
		● 支給対象児童が亡くなられた場合 亡くなられた児童の他に支給対象児童がいない場合は、消滅届が必要です。亡くなられた児童の他に支給対象児童がいる場合は、額改定の手続きが必要です。 ● 親が経済的負担をしている大学生年代の子どもが亡くなられた場合 児童死亡により第3子加算分が減額される場合は、額改定の手続きが必要です。				
必要なもの		期 限		手続きできるかた		
なし		事由の発生から15日以内		受給者		
担当課 【庁舎棟3階】 こども政策課 子育て給付係（☎572-7103）						

33	児童扶養手当 (受給者が亡くなられた場合)	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	○
受給者が亡くなられた場合、資格喪失届と未支払手当請求の手続きが必要です。また、対象児童を新たに監護する養育者は、新規認定請求も必要です。			
必 要 な も の ☐ 戸籍（除籍）謄本 ☐ 子ども（最年長児童）名義の預金通帳		期 限 随時（速やかに）	手続きできるかた ご遺族
担当課 【庁舎棟3階】 こども政策課 子育て給付係（☎572-7103）			

34	児童扶養手当 (子どもが亡くなられた場合)	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	○
対象児童が亡くなられた場合、資格喪失届が必要です。 ※対象児童のうちの1人が亡くなられた場合は、額改定届が必要です。			
必 要 な も の ☐ 戸籍（除籍）謄本		期 限 随時（速やかに）	手続きできるかた 受給者
担当課 【庁舎棟3階】 こども政策課 子育て給付係（☎572-7103）			

35	小児慢性特定疾病医療費助成 (保護者が亡くなられた場合)	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	×
保護者が亡くなられた場合、保護者の変更、加入保険の変更手続きが必要です。			
必 要 な も の 詳細は下記担当課までお問い合わせください。		期 限 随時（速やかに）	手続きできるかた ご遺族
担当課 【庁舎棟3階】 こども家庭課 母子保健係（☎525-7671）			

36	小児慢性特定疾病医療費助成 (子どもが亡くなられた場合)	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	×
受給者である子どもが亡くなられた場合の手続きです。			
必 要 な も の ☐ 受給者証		期 限 随時（速やかに）	手続きできるかた 対象児童の保護者
担当課 【庁舎棟3階】 こども家庭課 母子保健係（☎525-7671）			

37	母子生活支援施設	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	×

母子生活支援施設の入退所に伴う手続きです。

必要なもの	期 限	手続きできるかた
詳細は下記担当課までお問い合わせください。	随時（速やかに）	対象児童の保護者

担当課 【庁舎棟3階】 こども家庭課 家庭支援係（☎525-3780）

38	ひとり親支援制度	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	×

・母子父子寡婦福祉資金貸付
 ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金
 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の自立支援制度であり、利用開始や終了に伴う手続きが必要です。

必要なもの	期 限	手続きできるかた
詳細は下記担当課までお問い合わせください。	随時（速やかに）	対象児童の保護者 ご遺族

担当課 【庁舎棟3階】 こども家庭課 こども家庭係（☎572-7106）

39	交通遺児認定登録申請	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		△ 申請書作成補助	×

（交通事故で亡くなられたかたに中学生以下の子どもがいる場合）

交通遺児として認定や登録を行うための手続きです。
（認定を受けたかたに対し、「交通遺児激励金」を支給します。手続き後、対象者や住所等の変更があった場合、変更手続きが必要です。）

必要なもの	期 限	手続きできるかた
☐ 交通事故証明書 ☐ 死亡診断書 ☐ 戸籍謄本の写し	詳細は下記担当課までお問い合わせください。	ご遺族

担当課 【庁舎棟8階】 生活課 安全安心・避難者支援係（☎525-3787）

40	母子父子避難者等及びその移動経路に係る証明書	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		○	×

標記証明書を利用している世帯で、父母等が亡くなられた場合、証明書の返還が必要です。

必 要 な も の	期 限	手続きできるかた
☐ 証明書	随時（速やかに）	ご遺族

担当課 【庁舎棟8階】生活課 安全安心・避難者支援係（☎525-3787）

土地の相続に関する手続き

41	農地の相続手続き	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	×

相続などにより農地の権利を取得した際に届出が必要です。
法務局での相続手続き完了後、農業委員会へ届出してください。

必 要 な も の	期 限	手続きできるかた
なし	農地の権利取得 後速やかに	相続人

担当課 【庁舎棟5階】農業委員会事務局 庶務係（☎525-3779）

42	森林の相続手続き	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	×

森林の土地を新たに取得（相続、贈与など）した場合に届出が必要です。

必 要 な も の	期 限	手続きできるかた
☐ 土地の位置を示す図面 ☐ 土地の登記事項証明書など権利を取得したことが分かる書類	所有者となった日（相続開始の日）から90日以内	相続人

担当課 【庁舎棟5階】農林整備課 林務係（☎525-3729）

税金に関する手続き

43 口座振替

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

○

○

亡くなられたかた名義の口座から市税等の振替がされている場合、口座振替を停止し、納付書を発行します。 ※電話でも手続きできます。

必 要 な も の

なし

期 限

随時（速やかに）

手続きできるかた

ご遺族

担当課 【庁舎棟2階】 納税課 納税管理係（☎525-3717）

44 未納となっている市税等

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

亡くなられたかたに納付していない税金や保険料等がある場合、または納付状況が不明の場合は、納税課までご相談ください。

必 要 な も の

- ☐ 納税通知書（決定通知書）、納付書、督促状等
- ☐ 本人確認書類（運転免許証など）

※詳細は下記担当課までお問い合わせください。

期 限

随時（速やかに）

手続きできるかた

相続人

担当課 【庁舎棟2階】 納税課 納税第一係（☎573-4071）
納税第二係（☎573-4072）
納税第三係（☎573-4073）

45 市・県民税（住民税）、軽自動車税

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

○

×

亡くなられたかたの市・県民税、軽自動車税を代わりに納める相続人代表者がどなたであるか届出が必要です。 ※詳細は下記担当課までお問い合わせください。

必 要 な も の

なし

期 限

随時（速やかに）

手続きできるかた

相続人

担当課 【庁舎棟2階】 市民税課 市民税第二係（☎525-3792）
税制係（☎525-3713）

子どもに
関する手続き

土地の相続に
関する手続き

税金に
関する手続き

46

固定資産税

(土地・家屋をお持ちのかた)

相続人代表届出



上記二次元コードからオンライン申請ができます。

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

土地・家屋の登記簿上の所有者が亡くなられた場合、福島地方法務局（☎534-2045）に相続登記を行ってください。（令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されました）

相続の登記が完了していないかたは、翌年度の納税通知書の受取人を決定するための申告が必要です。下記申請書の提出をお願いします。

必要なもの

- ☐ 相続人代表者指定(変更)届兼固定資産現所有者申告書
☐ 未登記家屋所有者(共有者)変更届出書
 （福島地方法務局に登録されていない家屋をお持ちのかた）
 ※添付が必要な書類（遺産分割協議書等）については、送付する書類に記載しております。

期 限

送付する書類に記載しております。

手続きできるかた

相続人

担当課 【庁舎棟2階】資産税課 償却資産係（☎525-3730）
 家屋係（☎525-3716）
 土地係（☎525-3715）

47

原動機付自転車、小型特殊自動車などの
名義変更、ナンバープレート返納

(125cc以下のバイク、トラクターなどをお持ちのかた)

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

原動機付自転車等の名義変更またはナンバープレートを返納する届出です。引き続き使用する場合には名義変更を、使用しない場合には返納の手続きをお願いします。

必要なもの

- 〔名義変更（引き続き使用する場合）〕
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書（※）
☐ 届出者の本人確認書類
 〔廃車（使用しない場合）〕
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書（※）
 ※福島市が交付したナンバーの場合、標識交付証明書はお手元になれば持参は不要です。

期 限

所有者等でなくなった日から30日以内

手続きできるかた

相続人
ご遺族

担当課 【庁舎棟2階】市民税課 税制係（☎525-3713）

生活・その他に関する手続き

48

市民交通災害共済

※共済期間開始前に亡くなられたかたは、会費を返還します。

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

○

加入者は、交通事故により亡くなられた場合、福島県市民交通災害共済弔慰金を請求することができます。

必要なもの

- ☐ 交通事故証明書
- ☐ 死亡診断書
- ☐ 会員証
- ☐ はんこ
- ☐ □座情報

※詳細は下記担当課までお問い合わせください。

期 限

事故発生日から
2年以内

手続きできるかた

ご遺族

担当課 【庁舎棟8階】生活課 安全安心・避難者支援係（☎525-3787）

49

犯罪被害者等見舞金 (遺族見舞金)

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

故意の犯罪行為により亡くなられたかたのご遺族へ、経済的負担の軽減を目的に見舞金60万円を支給します。

必要なもの

- ☐ 遺族見舞金支給申請書ほか

※詳細は下記担当課までお問い合わせください。

期 限

犯罪被害の発生
を知った日から
2年以内

手続きできるかた

故意の犯罪行為により亡く
なられたかたのご遺族

担当課 相談：【庁舎棟1階】犯罪被害者等相談窓口(市民相談室内)（☎535-2121）
申請手続き：【庁舎棟8階】生活課 安全安心・避難者支援係（☎525-3787）

50

飼い犬

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

○

○

犬の所有者が亡くなられた場合、変更手続きが必要です。

必要なもの

なし

期 限

変更から30日以
内に届出

手続きできるかた

相続人
ご遺族
犬を譲り受けたかた

担当課 【保健福祉センター3階】衛生課 動物愛護係（☎597-6409）

税金に
関する手続き

生活・その他に
関する手続き

51	シルバーパスポート	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		○	○
お持ちのかたが亡くなられた場合、返却してください。			
必要なもの ☐ シルバーパスポート（IC カード） ☐ JR バス東北シルバーパスポート回数券		期 限 随時（速やかに）	手続きできるかた どなたでも可
担当課 【庁舎棟 6 階】 交通政策課 交通政策係（☎525－3762）			

52	災害援護資金貸付金 (貸付を受けているかたが亡くなられた場合)	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	×
災害援護資金の貸付を受けている者が亡くなられた場合、その債権について、相談する必要があるため、担当課へご相談願います。			
必要なもの 詳細は下記担当課までお問い合わせください。		期 限 随時（速やかに）	手続きできるかた ご遺族
担当課 【庁舎棟 1 階】 共生社会推進課 地域福祉係（☎525－3760）			

53	原子爆弾被爆者手当	手続き窓口	
		おくやみ窓口	支 所
		×	×
○喪主（葬儀を行ったかた）からの申請により、葬祭料を支給します。 ※ただし、亡くなられた原因が原子爆弾の障害作用の影響によらないことが明らかな場合には支給されません。 ○被爆者健康手帳返還届の提出と手帳を返還してください。 ※ご希望があれば、手続き後に遺品として返戻可能です。			
必要なもの ●葬祭料の支給 ☐ 死亡診断書又は死体検案書 ☐ 住民票の除票 ☐ 会葬礼状 ☐ 領収書 ☐ 申請者名義の銀行口座確認書類 ●被爆者健康手帳返還の手続き ☐ 被爆者健康手帳		期 限 ●葬祭料の支給 亡くなられてから5年 ●被爆者健康手帳返還の手続き 随時（速やかに）	手続きできるかた ●葬祭料の支給 喪主（葬儀を行ったかた） ●被爆者健康手帳返還の手続き ご遺族
担当課 【保健福祉センター 5 階】 健康づくり推進課 検診予防係（☎525－7680）			

54 肝炎治療医療費助成

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

○

×

資格喪失届の提出と受給者証を返還してください。

※受給者証は医療費の支払時に必要なため、支払いが全て完了してから手続きしてください。

必 要 な も の

- ☐ 受給者証
☐ はんこ

期 限

随時

手続きできるかた

ご遺族

担当課 【保健福祉センター 4階】 感染症・疾病対策課 感染症対策係（☎572-3152）

55 指定難病医療費助成

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

○

×

資格喪失届の提出と受給者証を返還してください。

※受給者証は医療費の支払時に必要なため、支払いが全て完了してから手続きしてください。

必 要 な も の

- ☐ 受給者証
☐ はんこ

期 限

随時

手続きできるかた

ご遺族

担当課 【保健福祉センター 4階】 感染症・疾病対策課 難病支援係（☎573-4384）

56 先天性血液凝固因子障害等医療助成

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

○

×

資格喪失届の提出と受給者証を返還してください。

※受給者証は医療費の支払時に必要なため、支払いが全て完了してから手続きしてください。

必 要 な も の

- ☐ 受給者証
☐ はんこ

期 限

随時

手続きできるかた

ご遺族

担当課 【保健福祉センター 4階】 感染症・疾病対策課 難病支援係（☎573-4384）

57

不動産 (使用する予定のない家屋・ 土地を相続されるかた)

空き家・空き地
の事前登録

空き家バンク



手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

○相続する家屋や土地が空き家、空き地になる場合は二次元コードより事前登録をお願いします。

○相続した家屋の売却・賃貸を検討しているかたは、**福島市空き家バンク制度**をご活用ください。

○日常的に利用しない家屋・土地を相続されたかたは、維持管理など、適切な管理をお願いします。

※家屋・土地の登記簿上の所有者が亡くなられた場合、福島地方法務局にて相続登記を行ってください。

必要なもの

詳細は下記担当課までお問い合わせください。

期 限

詳細は下記担当課までお問い合わせください。

手続きできるかた

- ・事前登録
相続予定者
- ・空き家バンク
相続登記後の所有者

担当課 【庁舎棟6階】都市計画課 空家・空地対策室（☎573-2751）

58

空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

相続により取得した家屋及び土地を譲渡し、一定の要件に当てはまる時は、所得税（譲渡所得）の特別控除が受けられます。

※確定申告に必要な「被相続人居住用家屋等確認書」を市で発行します。

必要なもの

- ☐ 被相続人居住用家屋等確認申請書ほか
※詳細は下記担当課までお問い合わせください。

期 限

詳細は下記担当課までお問い合わせください。

手続きできるかた

相続人

担当課 【庁舎棟6階】都市計画課 空家・空地対策室（☎573-2751）

59

市営住宅

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

市営住宅の名義人または同居人が亡くなられた場合、異動届や住宅返還届を提出してください。

必要なもの

個別の状況により必要なものや手続きが異なりますので、詳細は下記担当課までお問い合わせください。

期 限

随時（速やかに）

手続きできるかた

利用者（名義人）
ご遺族

担当課 【庁舎棟6階】福島市営住宅管理センター（☎525-3757）

60

市営墓地

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

市営墓地の名義人が亡くなられた場合、名義変更が必要です。

必要なもの

- ☐ 墓所(墓地)使用者名義変更許可申請書
- ☐ 墓所(墓地)使用許可証または墓所(墓地)使用許可証添付不能届
- ☐ 戸籍(除籍)謄本(新使用者の現在のもの、旧使用者の死亡がわかるもの)
- ☐ 改製原戸籍(新旧使用者の関係がわからない時に必要になります)
- ☐ 念書
- ☐ 住民票(市外にお住まいのかたが使用者になる場合)
- ☐ 手数料300円
- ☐ 本人確認書類(運転免許証など)

期 限

随時(速やかに)

手続きできるかた

ご遺族

担当課 【庁舎棟5階】 環境衛生課 環境衛生係 (☎573-2557)

61

農業集落排水施設
使用料使用開始・休止
廃止・再開名義変更・人数変更
送付先変更

上記二次元コードからオンライン申請ができます。

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

農業集落排水を利用している場合は使用人数の変更、使用の休止・廃止等の手続きが必要です。

必要なもの

なし

期 限

随時(速やかに)

手続きできるかた

ご遺族

担当課 【庁舎棟7階】 上下水道局 上下水道総務課 料金係 (☎535-1117)

62

浄化槽

管理者変更



使用休止



廃 止



上記二次元コードからオンライン申請ができます。

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

浄化槽管理者が亡くなられた場合は浄化槽管理者の変更、浄化槽使用の休止・廃止等の手続きが必要です。

必要なもの

なし

期 限

随時(速やかに)

手続きできるかた

ご遺族

担当課 【庁舎棟7階】 下水道管理課 生活排水係 (☎525-3768)

生活・その他に
関する手続き

63

下水道使用料 (井戸水使用者)

使用開始・休止
廃止・再開名義変更・人数変更・
送付先変更・使用水変更

上記二次元コードからオンライン申請ができます。

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

井戸水を使用し、下水道に排水している場合は使用人数の変更または使用の休止・廃止等の手続きが必要です。

必要なもの

なし

期 限

随時（速やかに）

手続きできるかた

ご遺族

担当課 【庁舎棟7階】 上下水道局 上下水道総務課 料金係（☎535-1117）

64

下水道事業受益者負担金

受益者変更



上記二次元コードからオンライン申請ができます。

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

受益者負担金の賦課年度内に受益者が亡くなられた場合は受益者の変更が必要です。

必要なもの

なし

期 限

随時（速やかに）

手続きできるかた

相続人

担当課 【庁舎棟7階】 上下水道局 上下水道総務課 料金係（☎535-1117）

65

水道（給水装置）

（所有者の名義が変わるかた）

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

○

×

給水装置の所有者を変更する届出をしてください。

必要なもの

☐ 本人確認書類（運転免許証など）

期 限

随時（速やかに）

手続きできるかた

相続人

担当課 【庁舎棟7階】 上下水道局 給水課 給水装置係（☎535-1126）

66

水道（料金）

（使用休止・使用者の名義が
変わるかた）

使用休止



名義変更



上記二次元コードからオンライン申請ができます。

手続き窓口

おくやみ窓口

支 所

×

×

使用休止または使用者の名義変更が必要です。

必要なもの

なし

期 限

- ・休止日の5営業日前
- ・変更が生じた際速やかに

手続きできるかた

ご遺族（代理人も可）

担 当 【福島市水道料金 お客さまセンター】 福島市小倉寺字赤坂12（☎526-0735）

●市役所以外の手続き一覧

死亡に伴う市役所以外の主な手続きは以下のとおりです。
該当する手続きをお問い合わせください。

市役所以外の主な手続き	お問合せ先
☐ 電気・ガス料金（名義変更・解約）	各契約会社
☐ 有料道路障害者割引申請（ETCを利用している場合）	有料道路 ETC割引登録係 ☎045-477-1233 受付時間：平日 9時～17時
☐ NHK受信料の名義変更・解約・受信料免除を受けている方（障害者手帳所持）	NHK ふれあいセンター ☎0120-151515
☐ インターネット・携帯電話・固定電話の契約承継・解約	各契約会社
☐ クレジットカードの解約	各契約会社
☐ 生命保険などの請求	加入の生命保険会社など
☐ 在留カード・特別永住者証明書の返却（外国籍のかた）	仙台出入国在留管理局 郡山出張所 ☎024-962-7221
☐ 土地・家屋の相続手続き ※法務局の登記相談は予約制となっています。	福島地方法務局 ☎534-2045
☐ 国税（所得税など）関係の相続・申告	福島税務署 ☎534-3121
☐ 普通自動車・バイク（126cc以上）の名義変更・廃車	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局 ☎050-5540-2015
☐ 軽自動車の名義変更・廃車	軽自動車検査協会 福島事務所 ☎050-3816-1837
☐ 運転免許証の返納	福島警察署 ☎522-2121 福島北警察署 ☎554-0110 など
☐ パスポートの返納	福島県パスポートセンター ☎525-4032
☐ 預貯金口座の凍結解除	各金融機関

この一覧は、参考として作成したものです。個人の状況や制度の変更等により、お手続きの内容が違いますので、お手続きの際には改めて関係機関へご確認をお願いいたします。

●戸籍・住民票等の郵送請求の方法

下記の必要書類を封筒に入れて、本籍または住所のある役場へ郵送してください

1. 申請書（次ページです）

- ※申請者の氏名欄は、自署または記名押印してください。
- ※特に使いみち（下の欄）を詳細にご記入ください。

2. 定額小為替（交付手数料）

- ※定額小為替は郵便局で購入できます。
- ※定額小為替にはなにも記入しないでください。
- ※手数料は市区町村によって異なりますので、事前にご確認ください。

3. 本人確認書類（運転免許証や資格確認書のコピー）

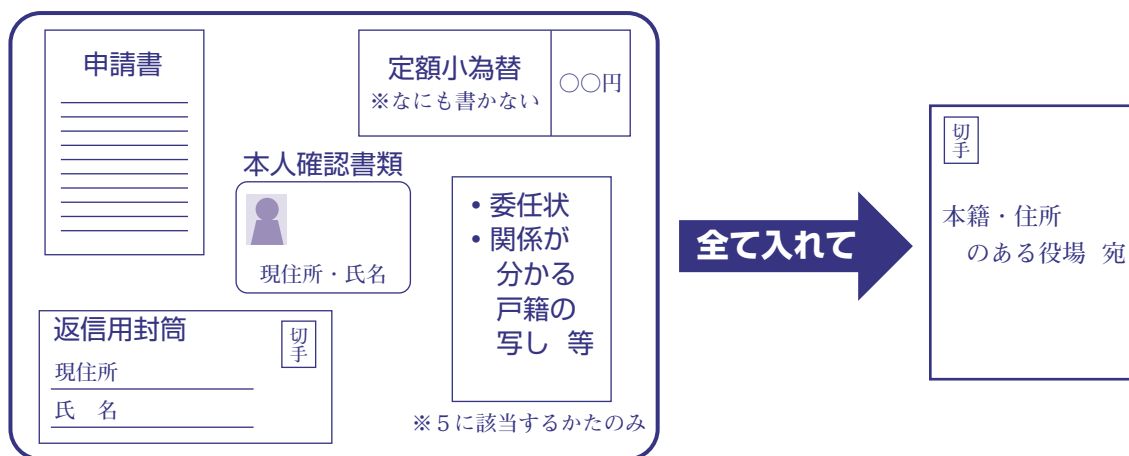
- ※申請者の現住所と氏名を確認できるものが必要です。
- ※裏面等に現住所の記載がある場合は、その面も併せてコピーしてください。
- ※パスポートや住所記載のない資格確認書など現住所が確認できない場合は、住民票や戸籍の附票の写しが必要です（申請先に住所や本籍があれば本人確認書類のみで足ります）。

4. 切手を貼った返信用封筒

- ※申請者の現住所と氏名をご記入ください。
- ※原則として申請者の住民登録地に返送します。
- ※申請通数が多い場合は、封筒に貼った切手のほかにも多めに切手を入れてください。

5. その他

- ※代理人から請求する場合は、委任者の署名押印がある委任状が必要です。
（「戸籍・住民票等郵送交付申請書」の申請者欄の下を参考にしてください）
 - ※申請する戸籍に申請者が記載されていない場合は、親族関係を証明する資料が必要です。
- 例1. 婚姻前や申請者が生まれる前の父母の戸籍を請求する場合
申請者の現在戸籍や申請者と父母と一緒に記載されている戸籍など、親子関係がわかるもののコピーが必要です。
- 例2. 配偶者の婚姻前の戸籍を請求する場合
婚姻関係にあることがわかる、申請者の現在の戸籍などのコピーが必要です。



福島市の送付先

〒960-8601
福島県福島市五老内町3番1号
福島市役所 市民課 総合窓口係
☎ 024-535-1111 内線3334・3335

戸籍・住民票等郵送交付申請書

市区町村長様

令和 年 月 日

申請者	住所			
	フリガナ		生年月日	大正・昭和 平成 年 月 日
	氏名	(氏名は自署または記名・押印が必要です)		
	どなたの証明が必要ですか？	本人・夫・妻・父・母・祖父・祖母・子・孫・その他 ()	日中の連絡先 (携帯電話可)	— —

※氏名欄は自署または記名・押印してください。
※戸籍：本人及び配偶者、または直系の血族以外のかたの場合は委任状が必要です。
※身分証明書：本人（未成年者の場合は親権者も可）以外のかたの場合は委任状が必要です。
※受理証明書：戸籍届出人以外のかたの場合は委任状が必要です。
※住民票：証明する住所において本人または本人と同一世帯以外のかたの場合は委任状が必要です。

※申請内容について確認事項があるときに、福島市から携帯電話やスマートフォンにショートメッセージを送信してよい場合は、以下の□にチェックをしてください。

☐ ショートメッセージ送信可

戸籍関係	本籍				
	筆頭者の氏名	(戸籍の一番最初に書かれているかたの氏名。亡くなられても変わりません。)			
	☐ 戸籍 (戸籍450円) (除籍750円) (改製原750円)	戸籍の種類	☐ 戸籍 ☐ 除籍 ☐ 改製原戸籍 (平成・昭和)	通	
		証明してほしいかた	☐ 全部／謄本 ☐ 個人／抄本【氏名： ()】		
	☐ 戸籍の附票 (300円)	証明してほしい住所		通	
		証明してほしいかた	☐ 全部 ☐ 個人【氏名： ()】		
		項目の表示	本籍と筆頭者の名 ☐ 有 ☐ 無 () ☐ 有 ☐ 無		
	☐ 身分証明書 (300円)				通
	☐ 受理証明書 (350円)	届出の種類	☐ 婚姻届 ☐ 離婚届 ☐ 出生届 ☐ () 届		通
		届出日	年 月 日 届出		
☐ その他	必要な証明			通	
	証明してほしいかた				

住民票	☐ 住民票・除票 (300円)	証明してほしい住所		通
		証明してほしいかた	【氏名： ()】 ☐ 世帯全員 ☐ 世帯一部	
		項目の表示	世帯主と続柄の表示 ☐ 有 ☐ 無 本籍と筆頭者の表示 ☐ 有 ☐ 無	
	☐ その他 ()	福島市の住所		
		証明してほしいかた		通

使いみち	詳細にご記入ください。	
	☐ 年金の請求【国民・厚生・共済（国家）・共済（地方）・ 年金】 ☐ 相続の手続【 の出生～死亡までつながる戸籍】 セッット	

裏面も必ずご確認ください

記入前にコピーしてお使いください

記入例

窓口に来るかた (代理人) 令和 年 月 日

住所 福島市五老内町3-1

氏名 福島 太郎

私は、上記 窓口に来るかたの本人を確認できる書類 (運転免許証など) と委任状をお持ちください。

頼む内容

- 住所変更の手続き
- 住所変更の手続きと住民票●通の交付請求
- 住民票の世帯全員または■の分●通の交付請求
- マイナンバー入り住民票の世帯全員または■の分●通の交付請求^(注)
- 戸籍謄本(除籍謄本) ●通の交付請求
- 戸籍抄本(除籍抄本) ■の分●通の交付請求
- 戸籍の附票の全部または■の分●通の交付請求
- 身分証明書●通の交付請求
- ▲▲年度の所得(課税)証明●通の交付請求
- 国保(後期)の資格確認書、高額療養費限度額認定証等の受領

※不正な手段 (頼むかた以外のかたが記入された場合など) の委任状を使用した場合、刑罰の対象になります。

頼むかた (委任者)

住所	福島市杉妻町1-1			印	かん
ふりがな	はな	み	こ		
氏名	花見桃子				
生年月日	大正 平成	昭和 44	年	12	月 10 日生
電話	024 (535)			1111	

記入前にコピーしてお使いください

委任状 (頼むかたが全て記入してください)

窓口に来るかた (代理人) 令和 年 月 日

住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

頼む内容

-
-
-
-
-
-

※戸籍関係の証明の請求には、本籍地・筆頭者の記入が必要になります。

※証明書の内容などを窓口に来るかたに確認する場合があります。

※不正な手段 (頼むかた以外のかたが記入された場合など) の委任状を使用した場合、刑罰の対象になります。

頼むかた (委任者)

住所						
ふりがな					印	かん
氏名						
生年月日	大正・昭和 平成	年	月	日生		
電話	()					

(注)「マイナンバー入り」「住民票コード入り」の住民票は、本人の住所地に郵送いたします。代理人に直接交付することはできませんので、ご注意ください。

その他のご案内

市民相談室のご案内

相続等に関する無料相談窓口は以下のとおりです。

相談の種類	相 談 日 時	お 問 合 せ 先	備 考
市民法律相談	毎月第1・第2・第3・第4金曜日 午後1時30分～午後4時 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	市民相談室 ☎535-2121	弁護士が相談に応じます。 市民相談室へ事前の予約が必要です。相談時間30分以内。 (相談は年度内一回)
市民一般相談	月～金 午前9時～午後4時 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	市民相談室 ☎535-2121	市の相談員が相談に応じます。
登記相談	毎月第1・第3水曜日 午前10時～正午 祝日、年末年始(12/29～1/3)除く	福島県司法書士会福島支部 ☎529-7331	司法書士が不動産登記などの 相談に応じます。 事前の予約は不要です。 相談時間30分以内。

大切な人を亡くされたかたの心の相談窓口

遺されたかたのつらい気持ちを少しでも軽減できるよう、心の相談窓口を紹介いたします。

下記担当に相談、または二次元コードを読み取っていただき相談窓口についてご確認ください。



担 当 課 【庁舎棟1階】 障がい福祉課 自立支援係 ☎525-3746

法定相続情報証明制度について

亡くなられたかたの銀行口座や株券、不動産の登記を変更するときには、それぞれの事業者が「相続人の特定」や「遺族分割協議の内容」を証明するよう求められます。複数の銀行口座を持っていた場合等は、同じ戸籍謄本を何通も用意するか、証明を使いまわして対応するため手続きに時間がかかることとなります。

法務局ではこうした煩雑さを避けるため、「法定相続情報証明制度」を始めました。

詳しくは、福島地方法務局のホームページをご確認ください。

お問合せ先 福島地方法務局 ☎534-2045

